

徳島県告示第三百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	年 月 日
合同会社あいクローバー	名西郡石井町高川原字高川原一七九六番地二	キッズサポートあいのジュニア	名西郡石井町高川原字高川原八九三 四	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年八月 一日
社会福祉法人徳島蒼生福祉会	板野郡北島町中村字東堤ノ内二八番地五	蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」	板野郡北島町新喜来字下竿一番地一三七	放課後等デイ サービス	同